

子の国際的連れ去りの民事面に関する1980年10月25日条約(以下、1980年条約)による裁判の当事者宛の情報通知

1980年条約による裁判手続と併行してメディエーションを行うことを勧めます。これは子供の両親としてのあなた方が自分たちの紛争を、訓練を受け経験豊富なメディエーターの補助を受け、ご自身で解決するよう助力するものです。裁判は子供を元常居所地国に返還すべきか否かという問題だけを取扱うもので、監護や面会については考慮しません。しかし、メディエーションにおいては、あなた方が解決したいと希望する全ての問題について話し合うことができます。更に、メディエーションでは裁判の審理に比べて時間を掛けることができます。

当事者間の紛争のレベルが高い場合でも、メディエーションにより友好的な解決を得る親は少なくありません。メディエーションにより関連する問題を広く、「勝ち負け」という観点ではなく、解決することができます。これはあなた方の子供を負担から解放することにもなります。

メディエーションにおいてあなた方が述べたいかなることも裁判で斟酌される恐れはありません。メディエーションでの秘密は護られます。メディエーションで述べられたことは両方の当事者が合意した場合に限り裁判所に伝えられます。

メディエーションは双方の当事者が合意した場合に限り行われる任意の手続です。メディエーションの費用は自身が負担しなければなりません、これが自分たちの子供に関わる問題であることを考えてみて下さい。また、メディエーションは裁判手続にかかる費用を避けることになるかも知れません。

これらのことに関して質問がある場合は、下記のいずれにでも、ご連絡下さい。

| | |
|--|---|
| Bundesamt für Justiz Zentrale Behörde Referat II 3 53094 Bonn Telefon: 0228/99 410 5212 Telefax: 0228/99 410 5401 E-Mail: int.sorgerecht@bfj.bund.de Internet: www.bundesjustizamt.de | MiKK e.V. International Mediation Centre for Family Conflict and Child Abduction Fasanenstraße 12 10623 Berlin Telefon: 030/74787879 E-Mail: info@mikk-ev.de Internet: www.mikk-ev.de |
|--|---|

上記のいずれでも、訓練を受け又国際的な子の監護問題及びハーグ条約についても経験のあるメディエーターの紹介を得られます。また、費用負担の問題について相談することもできます。家庭裁判所もメディエーターを探す援助をしています。

裁判所はこの助言をできるだけ早く慎重に考慮されるようお願いいたします。弁護士を依頼している場合は、このことについてできるだけ早く相談して下さい。裁判所の審理までの時間にゆとりがないため、メディエーションを準備されるかどうかについて迅速に決めて頂くようお願いいたします。

地方裁判所-家庭裁判所